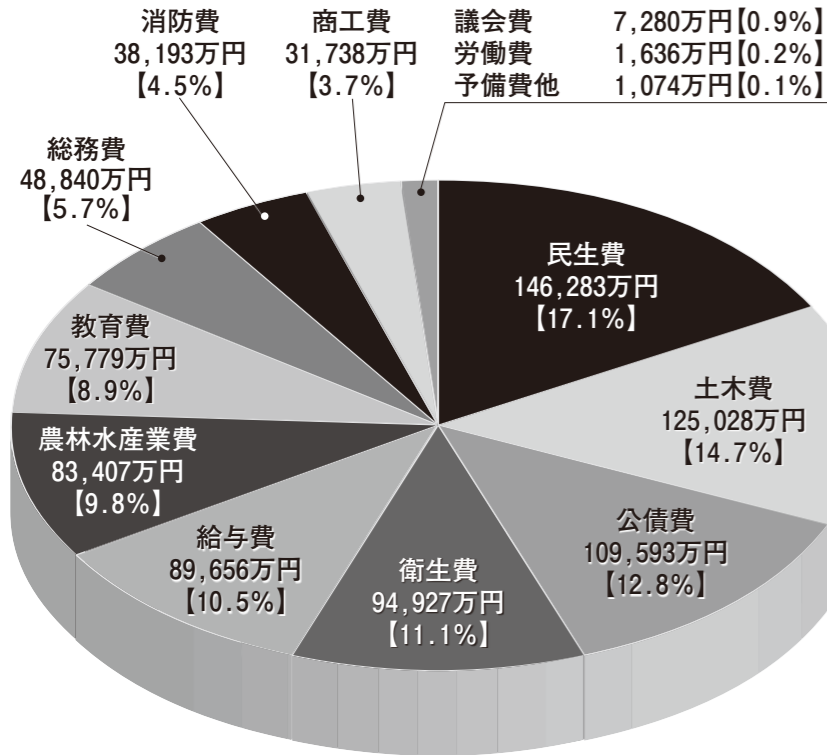


# 平成24年度 弟子屈町財政の状況

●財政状況に関するお問い合わせは  
役場まちづくり政策課財政係 ☎482-2913 (課直通)

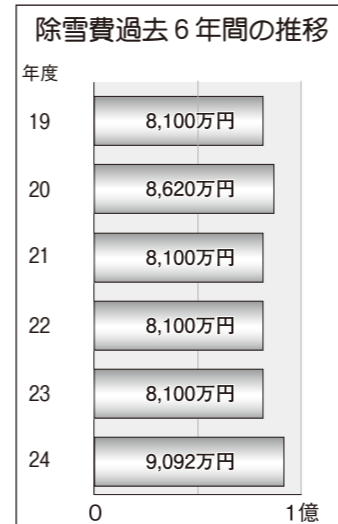
## 一般会計歳出

最終予算総額 85億3,434万円(平成23年度 78億5,700万円)



### ■除雪費の推移

除雪費は平成23年度に比べ、992万円の増となりました。平成24年度は大雪のため、例年に比べ増額となりました。  
(国からの補助金450万円)



### 補正予算 下半期(10月～3月)に補正した主な事務事業

摩周パイロット線改良事業	1億4,020万円
非常用電源導入事業	1,717万円
跡佐登65号線防雪柵新設事業	4,410万円
奥春別団地線道路改良事業	5,010万円
道路等長寿命化事業	200万円
まちづくり整備事業(弟子屈中学校外構整備、釧路川遊歩道整備、防災備蓄倉庫耐震改修工事)	7,223万円
公営住宅建替事業(泉ヶ丘団地公営住宅建替工事ほか)	1億6,030万円
小学校耐震化事業(和琴小学校・奥春別小学校防災機能強化改修工事)	1億9,823万円

一般会計の  
歳出を町民一人当たり  
に換算すると...

給与費(職員の給料・手当などに)	111,700円
土木費(道路・住宅の整備や除雪などに)	155,800円
公債費(借金の返済に)	136,600円
教育費(学校教育・生涯学習の推進などに)	94,400円
衛生費(医療の充実やごみ処理などに)	118,300円
民生費(福祉の充実などに)	182,300円
消防費(消防などに)	47,600円
総務費(全体的な計画や事務などに)	60,900円
農林水産業費(農林水産業の振興などに)	103,900円
商工費(観光・商工業の振興などに)	39,500円
議会費(議会などに)	9,100円
諸支出金・労働費・予備費・災害復旧費 (財産の取得・災害の復旧・その他)	3,400円

合計すると  
**1,063,500円**

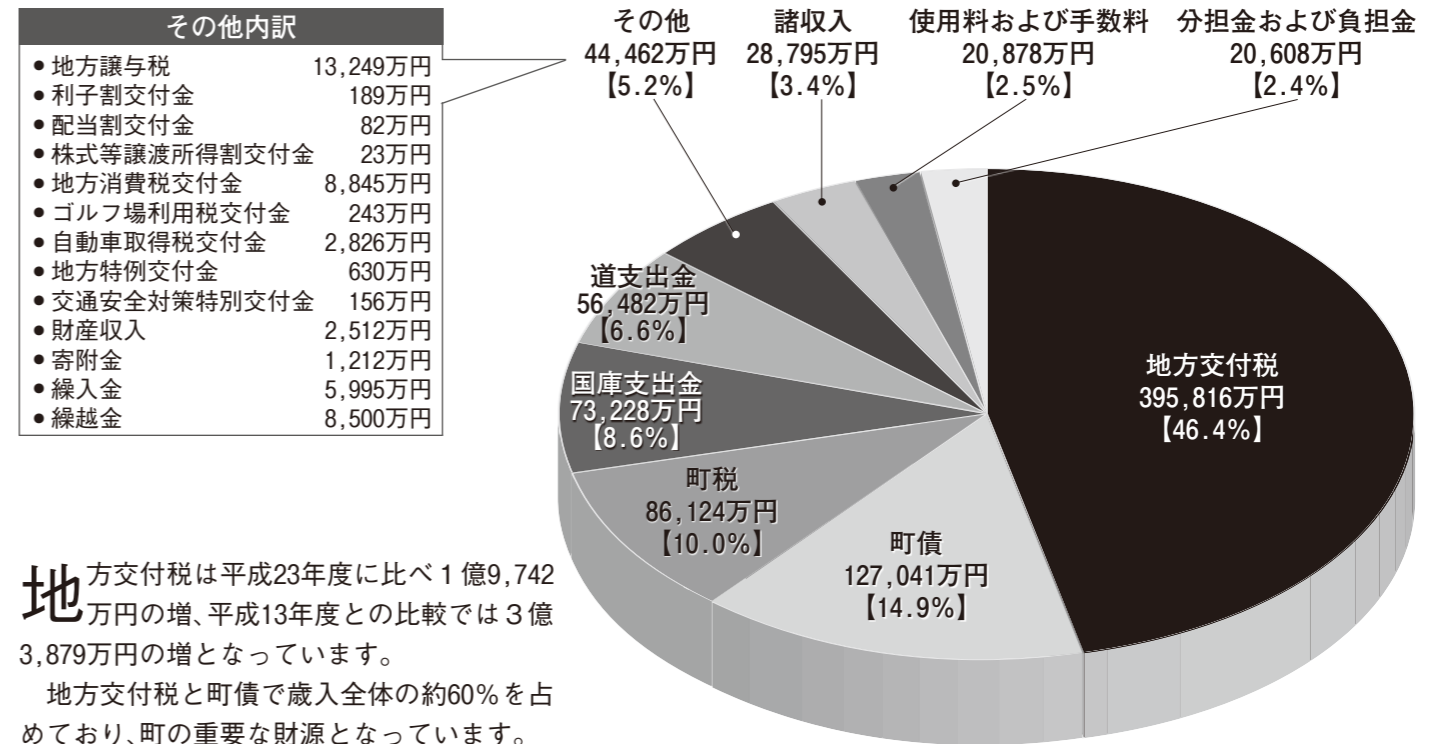
※平成25年3月末現在の人口(8,025人)で計算。

平成24年度の最終的な予算が今年3月末に確定しました。

広報4月号別冊「平成25年度 弟子屈町 当初予算の概要」には、今年度の予算と主な事務事業を掲載しましたが、今回は平成24年度最終予算額と、下半期に補正予算を計上した主な事務事業、町債の現状などについてもお知らせします。

## 一般会計歳入

最終予算総額 85億3,434万円(平成23年度 78億5,700万円)



地方交付税は平成23年度に比べ1億9,742万円の増、平成13年度との比較では3億3,879万円の増となっています。

地方交付税と町債で歳入全体の約60%を占めており、町の重要な財源となっています。

**サマージャンボ 7月10日発売開始**

2つのサマーでワンジョイ! ワンジョイ!

5億円  
2000万円  
450本

7月10日(水) 開封開始  
発売期間/7月10日(水)～8月2日(金)  
抽選日/8月13日(火)

お問い合わせ先/役場まちづくり政策課財政係  
☎482-2913(課直通)まで。

※宝くじの収益金は明るく住みよいまちづくりに使われます。

分かりますか? — 財政用語 —

- ▼一般会計/行政運営の基本的な経費を計上した会計
- ▼特別会計/特定の歳入歳出を処理するための会計
- ▼地方交付税/各市町村が等しく行うべき事務ができるように国から交付されるお金のうち、国が国税として徴収を代行しているもの(地方道路譲与税、自動車重量譲与税など)を市町村に一律で配分するお金のうち、国庫・道支出金/特定の目的に対して国や道から交付されるお金のうち、特定の利益を受ける人から徴収するお金のうち、特定の下水道受益者負担金など)
- ▼繰入金/他の会計や基金(特定の目的のために積み立てたお金)から繰り入れたお金のうち、元金償還額/町債に対する返済額から利息分を差し引いた金額
- ▼交付金/行政上の必要性により国から交付されるお金のうち、地方消費税交付金、自動車取得税交付金など)
- ▼分担金・負担金/町が行う事業により、特定の利益を受ける人から徴収するお金のうち、特定の下水道受益者負担金など)
- ▼繰入金/他の会計や基金(特定の目的のために積み立てたお金)から繰り入れたお金のうち、元金償還額/町債に対する返済額から利息分を差し引いた金額

# 平成24年度 弟子屈町財政の状況

## 各特別会計・水道事業会計(企業)

### 最終予算内訳

(単位:万円)

区分	24年度			23年度	比較		
	当 予 算 額	上 半 期 に お け る 補 正 額	下 半 期 に お け る 補 正 額	最 終 予 算 額 (A)	最 終 予 算 額 (B)	(A-B)	増 減 率 (%)
国民健康保険特別会計	114,181	2,337	12,483	129,001	122,733	6,268	5.1
介護保険特別会計	72,649	623	1,303	74,575	71,970	2,605	3.6
後期高齢者医療特別会計	9,439	0	△69	9,370	9,100	270	3.0
温泉事業特別会計	5,598	0	286	5,884	6,231	△347	△5.6
下水道事業特別会計	35,547	336	323	36,206	40,359	△4,153	△10.3
計	237,414	3,296	14,326	255,036	250,393	4,643	1.9
水道事業会計(企業)	28,628	△80	1,904	30,452	26,808	3,644	13.6

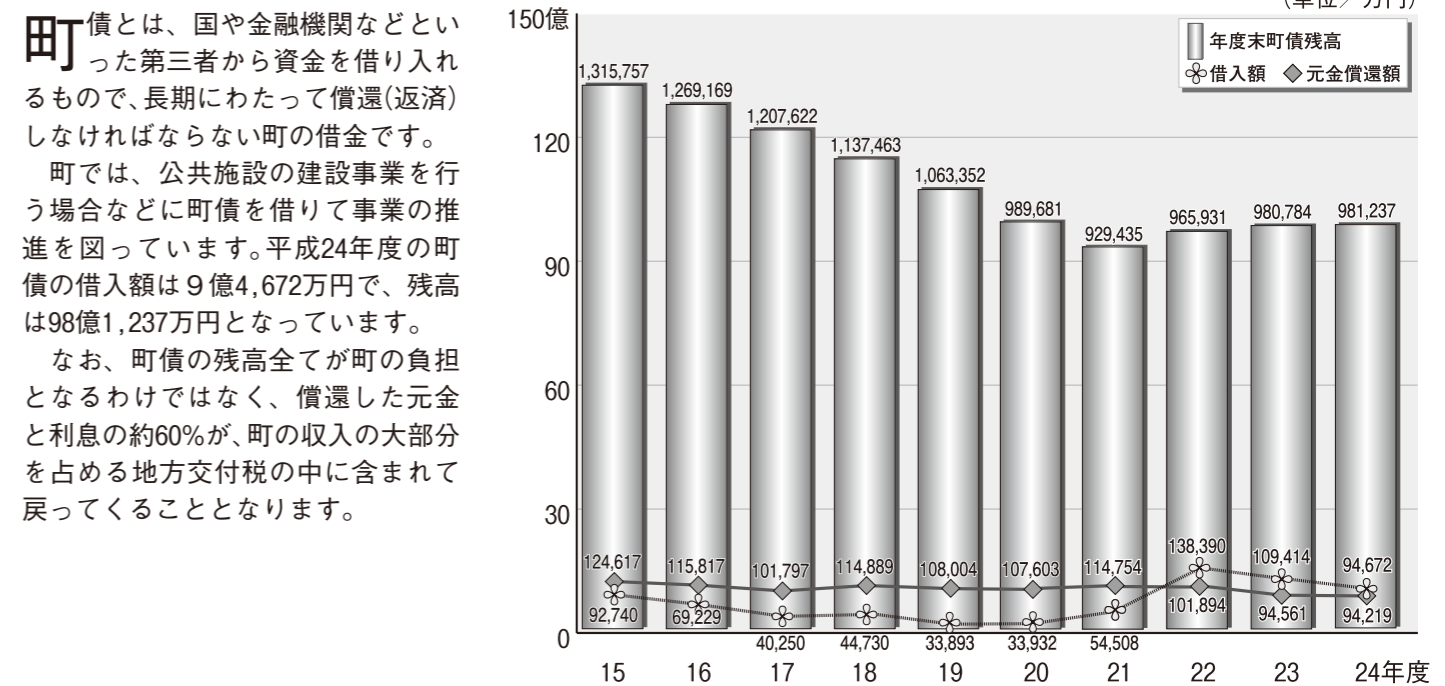
5つの特別会計の最終予算額は25億5,036万円で、平成23年度と比較すると額で4,643万円、率で1.9%の増となりました。

医療費などの増加に伴い、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計では増加となりましたが、温泉事業・下水道事業特別会計では減額となっています。

また、水道事業会計(企業)の最終予算総額は3億452万円で、平成23年度と比較すると額で3,644万円、率で13.6%の増となっています。

## 町債の借入額と残高の推移

(単位/万円)



町債とは、国や金融機関などといった第三者から資金を借り入れるもので、長期にわたって償還(返済)しなければならない町の借金です。

町では、公共施設の建設事業を行う場合などに町債を借りて事業の推進を図っています。平成24年度の町債の借入額は9億4,672万円で、残高は98億1,237万円となっています。

なお、町債の残高全てが町の負担となるわけではなく、償還した元金と利息の約60%が、町の収入の大部分を占める地方交付税の中に含まれて戻ってくることとなります。

# 第23回参議院議員通常選挙

投票日/7月21日(日) 午前7時~午後8時  
(6月25日現在予定)

第23回参議院議員通常選挙が、7月21日(日)に行われます。

本町ではこれまでと同様に、町内15カ所の投票所で、午前7時から午後8時まで投票できます。投票日には、参議院議員通常選挙入場券(はがき)を必ず持参し、入場券に記載された投票所で投票を行ってください。

明日の社会をつくる大切な国政選挙であることを自覚し「明るく正しい選挙」になるよう、一人一人が責任を持って投票を行いましょ。

投票日に投票できない方は、期日前投票制度などを利用して投票することができます。

### ◇期日前投票制度

投票日の前であっても投票日と同様に、投票用紙を直接、投票箱に投函することができます。

▼投票期間選挙区・比例代表

7月5日(金)~7月20日(土)まで。

▼投票時間/午前8時30分~午後8時

▼投票場所/期日前投票所

(公民館1階研修室)

▼対象者/投票日に

仕事や旅行、レジャ

1、冠婚葬祭など一

定の事由に該当し、

投票日当日に投票

所に行くことがで

きないと見込まれ

る方

□問い合わせ先/弟

子屈町選挙管理委

員会(役場内) ☎ 4 8

2・2191(内線

440)まで。



あなたの大切な一票を決して無駄にしないで

## 市民後見人養成講座事前セミナーのご案内

市民後見人養成講座事前セミナーを次の通り開催します。10月開始予定の市民後見人養成講座に参加を希望する方の事前セミナーですが、セミナーの出席が養成講座受講の条件となっているものではありません。

- ▶日時/7月24日(水) 15時30分~17時45分
- ▶場所/標茶町総合社会福祉センター(標茶町川上10丁目1番地)
- ▶講師/北海道市民後見推進コンソーシアム
- ▶申込締切日/7月17日(水)

### 後見制度とは

精神上の障がい(認知症・知的障がい・精神障がいなど)により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方を保護・支援するための制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら本人を代理して契約を行ったり、不利益な法律行為を取り消したりすることができる制度です。

### 市民後見人とは

本来は親族、もしくは弁護士や司法書士など専門の知識を持った方が成年後見人として選任されます。親族や専門家が近くにいない場合は、市民後見人養成講座などにより養成され、かつ家庭裁判所に登録された、同じ地域に住む方が、後見人としての法律行為を行います。

### 市民後見人養成講座受講資格

- ①満25歳以上の方
- ②弟子屈町民、もしくは弟子屈町内の事業所に勤務している方
- ③これまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことのない方
- ④破産していない方

※受講料は事前セミナー・養成講座ともに無料です。

※市民後見人養成講座の募集は後日あらためて行います。

問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)